UENO Toshihiko;　uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp;　http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

1. イントロダクション

1. 研究の視点[1]

1.1.「欧米」の視点だけで見ない

「欧米」の視点すなわちグローバルな視点ではない。そもそも「欧米」がどの国を指しているのかあいまいだが、例えば、表 1 で明らかなように、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア等、ロシアを除く全欧州諸国に米国とカナダを加えたものを「欧米」と考えても世界人口の 12.74%にすぎない。まして、米日独仏英伊加 G7 諸国から日本を除いた G6 諸国を「欧米」と考えると、それは世界のわずか 8.49%でしかない。要するに、日本を含む G7 諸国の人口比は世界の 10.16%であるということだ（図 1）。

表 2 は、世界の国別人口ベスト 40 である。この中に G7 諸国のすべてが含まれている。しかし、逆に言えば、G7 には、中国、インド、インドネシア、ブラジル、といった国々は含まれていない。しかし、これら 4 か国にロシアを加えた 5 か国が、今や経済大国でもあることは、周知のことである。

つまり、G7 は、人口の面のみならず、経済においても、いまや世界のごく一部になりつつある。

表 1　「欧米」の人口

	人口（千人）	比率（%）
世界人口（2020 年）	7,548,868	100.00
欧州	741,974	9.83
ロシア	146,171	1.94
ロシアを除く欧州	595,803	7.89
G7 諸国	767,094	10.16
日本	125,836	1.67
G7 から日本を除いた G6	641,258	8.49
ロシアを除く欧州米加	962,048	12.74
ロシアを除く欧州米加日	1,087,884	14.41

出典：国連ホームページ（https://unstats.un.org/unsd/demographic-social/products/dyb/documents/DYB2020/table05.xls）。なお、2020 年のデータがない国についてはそれ以前の直近のデータを用いた。

図1　世界の人口に占めるG7諸国の人口

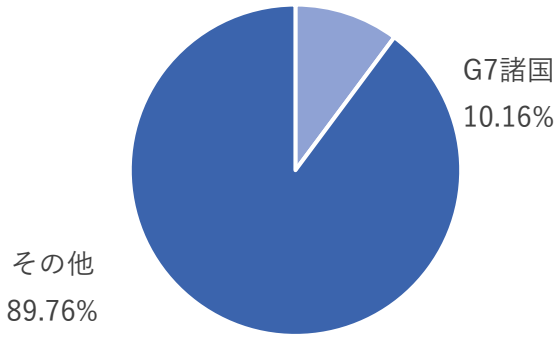

そのことは、図 2 の国別の 2020 年購買力平価 GDP[2]ベストテンを見れば明らかである。いま述べた中国、インド、インドネシア、ブラジル、ロシアの 5 か国は、すべてベストテンに含まれている。しかも、これら 5 か国の購買力平価 GDP の合計は 48 兆 9,175 億ドルで、残りの米日独仏英 5 か国の購買力平価 GDP の合計 40 兆 2,337 億ドルよりも多い。購買力平価 GDP を合計することが統計学的に見て問題がないわけではないが、少なくとも、中国、インド、インドネシア、ブラジル、ロシアといった国々の経済力は決して小さくなく、逆に言えば、G7 諸国の経済力は相対的に低下しているということは明らかである。

かくして、われわれは、しばしば、「欧米では」と述べて、それが世界の多数派であるかのように言うが、「欧米」は世界のごく一部でしかない。もちろん、「欧米」には経済的に発展した国々が多く、世界経済に占める地位は、その人口に比べて非常に大きいものがある。とはいえ、長期的には、経済力の面でも「欧米」の比重は低下

[1] この章の議論は、上野俊彦「プーチン体制と日露関係の行方」（『ロシア NIS 調査月報』2015 年 7 月号）12-15 頁に基づく。

[2] GDP（国内総生産 Gross Domestic Product）とは、国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額を言う。「国内」総生産であるから、日本企業が海外支店等で生産したモノやサービスの付加価値は含まない。購買力平価 GDP は、家計最終消費支出と為替レートを考慮した購買力平価によって GDP の数字を修正したもので、より実質的な比較ができるとされている。データの出典は IMF（https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2022/April）。

することになろう。

1.2. 将棋盤をぐるりと 180 度回転して盤面を眺める

相手をこうだと決めつけて批判・非難するのはたやすいが、そもそも相手を正しく理解しているかどうか、また正しく理解しているとしても、どうしてそうなのか、を考えるには、ひとまず相手の考え方、ものの見方を探らなければならない。そのためには、相手の歴史や文化などについて知る必要がある。

たとえば、ロシアの NATO ないし西欧に対する脅威認識は、1812 年のナポレオンのロシア侵攻、第 1 次世界大戦、第 2 次世界大戦の経験を通じて形成されたと考えられる。とくに欧州における第 2 次世界大戦は、ドイツ軍によるソ連国民の大量殺戮であった。米国は侵略された経験を持たないが、ロシアは少なくともこの 3 つの戦争で、いずれも西方から侵略され、甚大な損害を被っている。例えば、図 3 に見るよう

表 2　国別人口ベスト 40　（単位：千人）

	国名	人口		国名	人口
1	中国*1	1,397,715	21	タイ	66,535
2	インド	1,353,378	22	フランス	65,124
3	米国	328,240	23	イタリア	59,641
4	インドネシア	269,603	24	南アフリカ	59,622
5	ブラジル	211,756	25	タンザニア*2	57,638
6	ナイジェリア	193,393	26	ミャンマー	54,818
7	パキスタン	191,710	27	韓国	51,781
8	バングラデシュ	168,220	28	コロンビア	50,372
9	ロシア	146,171	29	スペイン*3	47,333
10	メキシコ	127,792	30	アルゼンチン	45,377
11	日本	125,836	31	アルジェリア	44,226
12	フィリピン	108,772	32	ウクライナ	41,733
13	コンゴ民主共和国	101,757	33	ウガンダ	41,584
14	エチオピア	100,697	34	スーダン*4	41,139
15	エジプト	100,604	35	イラク	39,854
16	ヴェトナム	97,583	36	カナダ	38,005
17	イラン	84,038	37	ポーランド	37,930
18	トルコ	83,385	38	モロッコ	35,952
19	ドイツ	83,167	39	サウジアラビア	35,013
20	英国	67,081	40	ウズベキスタン	34,194

出典：表 1 に同じ。網掛けは G7 諸国。

注：*1 香港およびマカオを含む。*2 ザンジバルを含む。*3 カナリー諸島、セウタ、メリリアを含む。*4 南スーダンを含む。

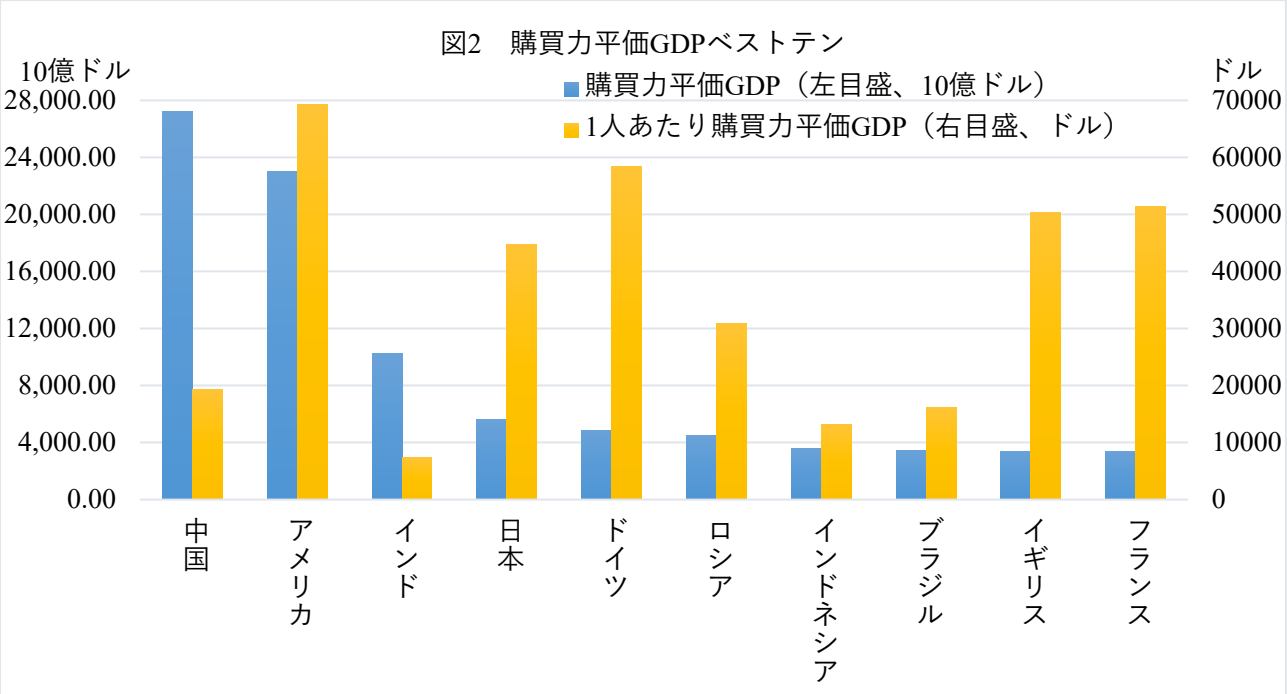

に、第 2 次世界大戦における米国の犠牲者数は約 42 万人だが、ソ連の犠牲者数は約 2,400 万人にのぼり、米国の 57 倍もある。ちなみにドイツの犠牲者数は約 880 万人、日本の犠牲者数は約 310 万人、中国の犠牲者数は約 2,000 万人とされているから、中ソの犠牲者数、とくにソ連の死亡者の対人口比は、敗戦国の日独両国よりもだんぜん多い。

第三者からすれば、NATO の東方拡大に対し、ロシアは、過敏になりすぎている、過剰防衛である、神経質になり過ぎている、と言えるかも知れないが、第 2 次世界大戦において上記のように多くの犠牲者を出したというロシア国民の歴史的経験に鑑みれば、それも理解できないわけではない、ということになる。同様のことは、日本国民の軍事・安全保障問題や核兵器に対する感情についても言えるであろう。

このロシアの脅威認識は、一つの例に過ぎない。例えば、2014 年のクリミア編入についても、それを批判することはたやすいが、ロシア国民が、クリミアについて、あるいはウクライナについて、どのように考えてきたのかを知れば、彼らにとって、クリミアが外国であるという事実をなかなか受け入れることができなかったということがわかる。もちろん、ロシア国民の考え方を理解することと、ロシア政府の政策を支持することとはまったく別である。

図3　第2次世界大戦の国別犠牲者数

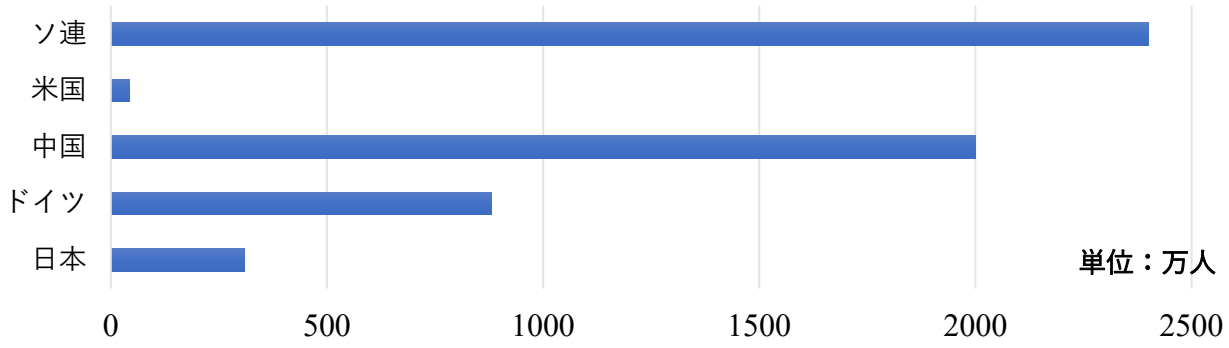

出典：https://www.nationalww2museum.org/students-teachers/student-resources/research-starters/research-starters-worldwide-deaths-world-war

2. ロシアに関する報道・情報

ロシアに関する報道・情報を冷静かつ客観的に見る必要がある。ロシアに関する報道には、バイアス（歪曲）・ステレオタイプ（固定観念）・フェイク（ガセネタ）が多いので注意が必要である。ネット時代だからフェイク・ニュースがあっという間に広まるが、逆に、ネット時代だからこそ、情報の真偽も比較的容易に調べることができる。バイアスやステレオタイプに乗っかった付和雷同的報道に一喜一憂し動揺することなく、客観的に事実を見るための技術を身につける必要がある。

2.1. 不適切な見出し

例えば、図 4 は、『毎日新聞』2018 年 4 月 11 日夕刊 8 面に掲載された、2018 年 4 月 10 日の国連安保理で、シリアの首都ダマスカス近郊での化学兵器使用疑惑に関する独立調査機関を新設する決議案がロシアの拒否権行使により否決されたことを伝える記事である。

この記事の見出しを読んだ読者は、シリアでの化学兵器使用疑惑に関する独立調査機関を新設する決議案がロ

図 4

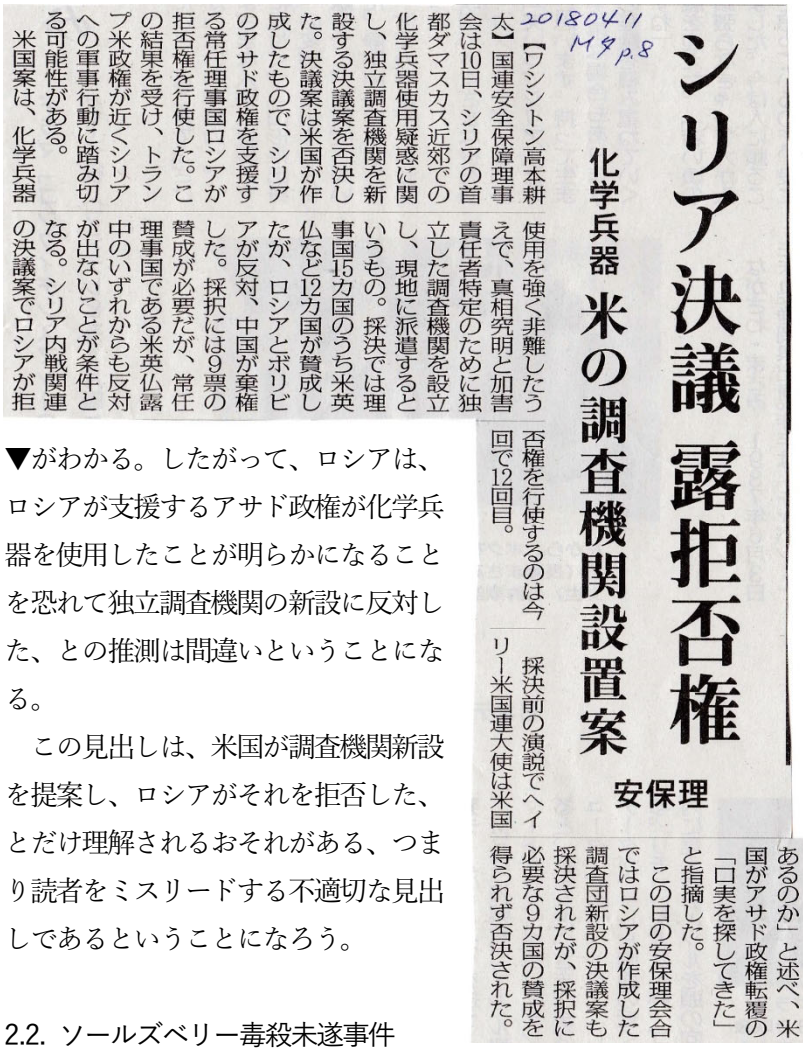

20180411
M9 p.8

シリア決議 露拒否権

化学兵器 米の調査機関設置案

安保理

【ワシントン高本耕太】国連安全保障理事会は10日、シリアの首都ダマスカス近郊での化学兵器使用疑惑に関し、独立調査機関を新設する決議案を否決した。決議案は米国が作成したもので、シリアのアサド政権を支援する常任理事国ロシアが拒否権を行使した。この結果を受け、トランプ米政権が近くシリアへの軍事行動に踏み切る可能性がある。

米国案は、化学兵器使用を強く非難したうえで、真相究明と加害責任者特定のために独立した調査機関を設立し、現地に派遣するというもの。採決では理事国15カ国のうち米英仏など12カ国が賛成したが、ロシアとボリビアが反対、中国が棄権した。採択には9票の賛成が必要だが、常任理事国である米英仏露中のいずれからも反対が出ないことが条件となる。シリア内戦関連の決議案でロシアが拒否権を行使するのは今回で12回目。

採決前の演説でヘイリー米国連大使は米国案について「安保理の取れる最低限の対応だ」と強調。否決後には「ロシアはシリア国民の命でなくモンスター（怪物）を守ることを選んだ」と厳しく非難した。

一方、化学兵器使用が反政府武装勢力による捏造である可能性を主張するネベンジャ露国連大使は「始める前から加害者を断定している調査に何の意味があるのか」と述べ、米国がアサド政権転覆の「口実を探してきた」と指摘した。

この日の安保理会合ではロシアが作成した調査団新設の決議案も採決されたが、採択に必要な9カ国の賛成を得られず否決された。

▼がわかる。したがって、ロシアは、ロシアが支援するアサド政権が化学兵器を使用したことが明らかになることを恐れて独立調査機関の新設に反対した、との推測は間違いということになる。

この見出しは、米国が調査機関新設を提案し、ロシアがそれを拒否した、とだけ理解されるおそれがある、つまり読者をミスリードする不適切な見出しであるということになろう。

ロシアの拒否権により否決されたと知り、ロシアは、ロシアが支援するアサド政権が化学兵器を使用したからこそ、そのことが明らかになることを恐れて独立調査機関の新設に反対したのだと理解するであろう。

しかし、この記事を最後まで読むと、「この日の安保理会合ではロシアが作成した調査団新設の決議案も採決されたが、採択に必要な 9 ヵ国の賛成を得られず否決された」と書かれてあり、実際には、ロシアも米国と並んで調査機関の新設を提案したことがわかる。つまり、国連安保理には、化学兵器使用疑惑を解明するための調査機関の新設に関して、米国案とロシア案の 2 つの案が提案されていたのである。

このことから、ロシアは調査機関の新設それ自体に反対していたのではないこと▲

2.2. ソールズベリー毒殺未遂事件

2018 年 3 月 4 日に英国南西部ソールズベリー（Salisbury）で起きた元ロシア諜報員のセルゲイ・スクリパリ（Sergei Skripal）氏（66）とその娘のユリア（Yulia Skripal）さん親子に対する毒殺未遂とされる事件は、ロシア政府が元諜報員の裏切りを懲らしめるために起こした暗殺未遂事件で、いかにもロシアならやりそうだ、という印象を与える事件であり、この事件を契機に、英国首相がロシアを強く非難し、英国によるロシアの外交官の強制退去、それに対するロシアの報復、英国に同調する他の諸国もそれに追随するということになり、双方における大量の外交官強制退去という事態に至っている。

しかし、この事件は、事件そのものについての情報が極めて少ない。例えば、2017 年 2 月 13 日に起きた、北朝鮮政府によるとされる金正男暗殺事件と比べても、そのことは明らかである。

そしてさらに興味深いのは、事件それ自体よりも、その結果として生じた大量の外交官強制退去のほうが大事件であるように思われることである。

この、いわば「外交官大量強制退去事件」の発端は、英国メイ首相がおこなった 3 月 12 日の英国議会演説である。以下、該当箇所を引用する。

It is now clear that Mr Skripal and his daughter were poisoned with a military-grade nerve agent of a type developed by Russia. いま明らかなことは、スクリパリ氏とその娘さんは、ロシアによって開発された種類の軍用レベルの神経剤によって毒殺されようとしたことだ。→きわめて慎重な言い回しで、「ロシアが製造した」と

か、「ロシアが使用した」などとは、言っていない。

This is part of a group of nerve agents known as 'Novichok'.これは「ノヴィチョク」として知られる一連の神経剤の一部である。

Based on the positive identification of this chemical agent by world-leading experts at the Defence Science and Technology Laboratory at Porton Down; our knowledge that Russia has previously produced this agent and would still be capable of doing so; Russia's record of conducting state-sponsored assassinations; and our assessment that Russia views some defectors as legitimate targets for assassinations; the Government has concluded that it is highly likely that Russia was responsible for the act against Sergei and Yulia Skripal. ポートン・ダウンの（英国国防省）国防科学技術研究所の世界屈指の専門家によるこの神経剤の特定に基づき、ロシアがこの神経剤を製造していたことがあり今なおその能力があると我々は考えており、ロシアには国家による暗殺の前科があり、ロシアが何人かの亡命者を暗殺対象と見なしていると我々は判断していることから、(英国) 政府は、スクリパリ親子に対する行為の責任をロシアが負っているように思われるとの結論に達した。→it is highly likely that の部分は、かなり婉曲な表現であると言える。

Mr Speaker, there are therefore only two plausible explanations for what happened in Salisbury on the 4th of March. 議長、それゆえ、3 月 4 日にソールズベリーで起きたことについてのもっともらしい解釈は 2 つしかない。

Either this was a direct act by the Russian State against our country. これは、ロシア国家による我が国に対する直接的行為か、→スクリパリ氏親子に対する暗殺未遂事件が英国に対する直接的行為となるというのは、やや論理が飛躍していて、説得力に欠ける。

Or the Russian government lost control of this potentially catastrophically damaging nerve agent and allowed it to get into the hands of others. それとも、ロシア政府がこの壊滅的な被害を与えることのできる神経剤に対する管理を怠り、それが他人の手に渡ってしまうことを許したか、どちらかだ。

この引用からわかることは、メイ首相は、暗殺事件未遂で使用された神経剤をロシアが製造したとか、ましてロシアがそれを使用してスクリパリ氏親子を暗殺しようとしたとは決して言っていない。しかしながら、メイ首相の演説の結果、報道では、あたかもロシアが神経剤を使用して暗殺を試みたようになってしまっている。

ところで、ノヴィチョク（Novichok）について調べてみると、ノヴィチョクに関しては、以下のようなことがわかっている。①ソ連およびロシアにおいて、1971 年から 1993 年に開発されていた神経剤の一種である[3]。②ノヴィチョクはソ連ウズベク共和国ヌクスの化学研究所で生産されていた[4]。③米国とウズベキスタンは 1992 年以降、ノヴィチョクやその他の化学兵器が実験・開発された場所を解体し、除染した[5]。④1999 年から 2002 年にかけて、米国国防総省はヌクスの化学研究機関でノヴィチョクの主要研究・試験現場を 600 万ドルの脅威削減協力プログラムの下で解体した[6]。

以上の情報から、ノヴィチョクは、ロシアだけでなく、少なくとも、米国およびウズベキスタンが所有していたか、または現在も所有している可能性があることがわかる。

さらに、ソールズベリーについて調べてみると、近くに、今回の神経剤の分析を行ったとメイ首相が言ってい

---

[3] Tucker, Jonathon B., *War of Nerves,* New York: Anchor Books, 2006, p. 231-233.

[4] *Weapons of Mass Destruction: An Encyclopedia of Worldwide Policy, Technology, and History,* vol. 1, pp. 201-202.

[5] Ibid.; http://news.bbc.co.uk/2/hi/asia-pacific/415742.stm

[6] https://www.nytimes.com/1999/05/25/world/us-and-uzbeks-agree-on-chemical-arms-plant-cleanup.html; https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CHRG-108shrg87824/html/CHRG-108shrg87824.htm

た英国国防省国防科学技術研究所（Defense Science and Technology Laboratory）のほか、CBRN 防衛センターもあることがわかる。ちなみに、CBRN とは、化学（Chemical）生物（Bio）放射線（Radiation）核（Nuclear）のことである。これは偶然だろうか？

また最近の英国国内情勢を見てみると、①スコットランドの分離独立問題、②EU 離脱の賛否両論による国内世論の分裂、③対露経済制裁により、利益を得られる BP など国内エネルギー業界と、利益を損なう製造業・金融業界との対立、といった国内問題があり、メイ首相は、国論統一をはかり、対露経済制裁を継続する口実を探していたところに好都合の事件が起き、それを利用したとみることもできよう。

2.3.ロシア大統領選挙に関する報道・情報

ロシアの選挙の不正については、重複投票などの動画が数多く流布されている。しかし、それらの動画に映っている投票所がどこの投票所であるかが示されていないことが多い。そのような動画は信用するに値しないとも言えよう。しかし、どこの投票所かが明示された動画でも、その動画がアップされたこと自体、どのような意味があるのか考えさせられるものも多い。例えば、選挙不正の動画を数多くアップしているロシアの NPO「声－公正選挙のために」（Голос － за честные выборы）が、2018 年 3 月 18 日の大統領選挙投票日の 1 週間後の 3 月 25 日に、ダゲスタン共和国マハチカラ市第 1073 投票所で何度も投票用紙を投函する男の動画を公開している[7]。

しかし、すでに 3 月 20 日、ダゲスタン共和国選挙委員会は、同投票所を管轄するマハチカラ市レーニン区選挙委員会が同投票所での投票を無効とし、再投票の実施を決定したことを発表している[8]。つまり、当局が投票を無効と発表したあとで、その無効となった投票所での不正の動画を流す意味は何なのであろうか？

そもそも各地で見られるとする重複投票の意味は何なのか？　一人で 17 カ所の投票所で投票した人物がいるとの情報があるが、この人物は、罪に問われるリスクを冒してもわずか 16 票しか増やすことができないのに、それをする意味は何なのであろうか？　ロシアでは、投票用紙交付の際には、顔写真つき身分証明書を提示し、投票用紙の交付を受けた際に、確かに投票用紙を受領したということを示すために選挙人名簿の自身の氏名欄に署名をしなければならないことになっている。したがって、投票用紙の重複交付は事実上不可能であり、もし行われれば、同一人物の署名が複数記録される上、投票所に設置されている監視カメラに映ってしまうために、選挙違反行為として摘発される可能性が極めて高い。それにもかかわらず、リスクの高い割に得られる利益のない重複投票はなぜ行われるのか？　そもそも、本当に重複投票は行われているのか？

2.4. 議論のすり替え

ロシア連邦中央選挙委員会の「大規模な不正はなかった」との見解に対し、日本のネットでは、「対立候補の立候補自体を受け付けない、これが大規模な不正でなければ、何なの？」との反論が目立った。確かに、日本の報道を見ているとそう考えるのも理解できる。

しかし、ナヴァリヌイの立候補が受け付けられないのは、「ロシア連邦国民の選挙権および国民投票参加権の基本的保障についての連邦法」第 4 条に、自由剥奪の有罪判決が出ている者は被選挙権がないと規定されており、彼は 2013 年に公金横領で有罪判決（禁錮 5 年、執行猶予つき）、2017 年の再審でも同じ判決が出ているためである。したがって、問題は、この有罪判決が冤罪かどうかであって、立候補を受け付けないのは不当であると主張するのは、議論のすり替えである。日本の報道は、このことを正確に伝えていない。ちなみに、日本の「公職

[7] https://www.facebook.com/golosinfo/ videos/1807427675955040/

[8] http://www.dagestan. izbirkom.ru/docs/68/4690/

選挙法」第 11 条にも、上記第 4 条と同様の規定があり、有罪判決の出ている者に対して被選挙権などを制限することは特殊なことではない。

2.5. プーチンの独裁？　プーチンの強権？

メディアでは「プーチンの独裁」、「プーチンの強権」等と言われることが多い。言うのは簡単だが、立証は難しい。例えば、世論調査によるとロシア国民はプーチンを強く支持している（図 5）。指導者が独裁的であることと強く支持されていることとは矛盾しているように思える。プーチンを独裁的であるとか強権的であるとかと主張するのであれば、この矛盾を説明する必要性があるだろう。他方、ロシアの世論調査は正しく世論を反映していないと主張するのであるならば、こんどはロシアの世論調査が信頼できないということを立証しなければならない。また選挙結果も、2004 年以降、対立候補が支持を集められていないことを示している。

図5　プーチン支持率

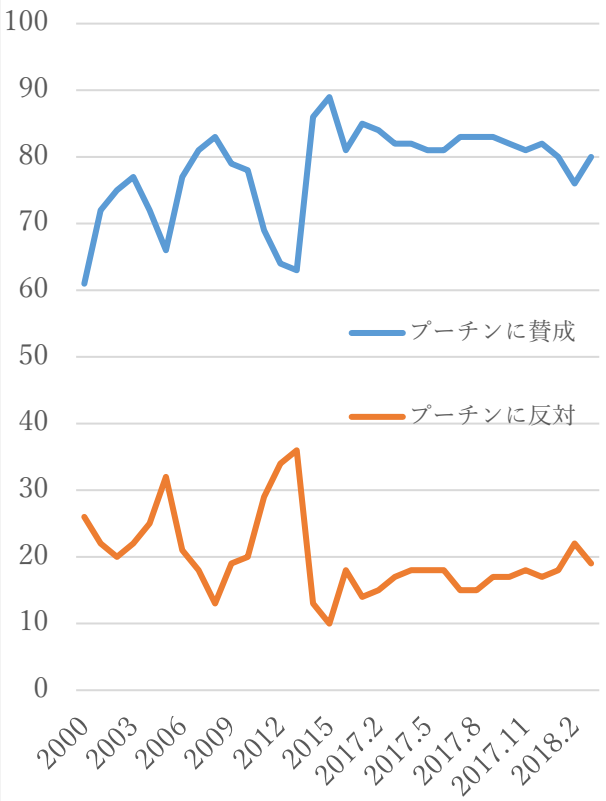

出典：https://www.levada.ru/indikatory/odobrenie-organov-vlasti/

図6　大統領選選挙結果

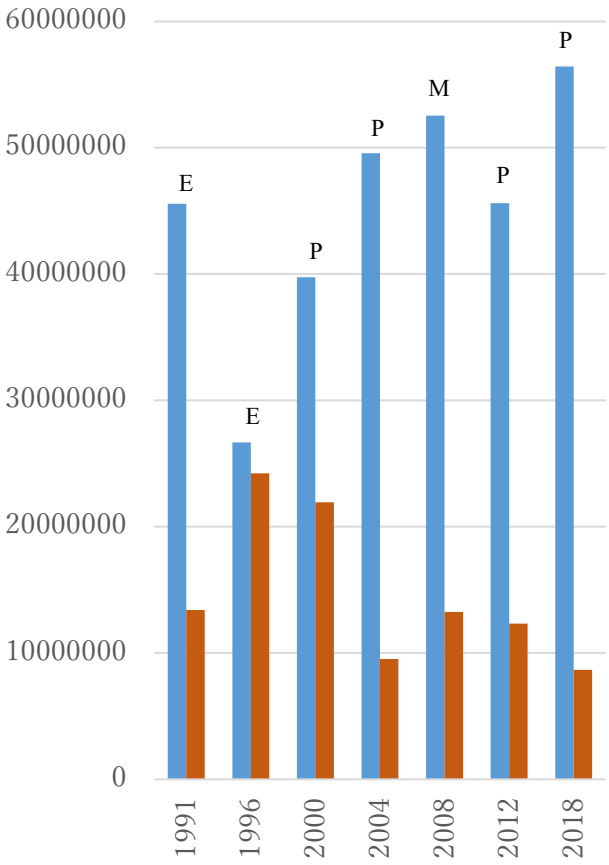

3. 地域研究とは何か[9]

地域研究（Area Study）とは、「ある特定の地域を理解するための研究」のことを言う。この「ある特定の地域」は、「ある特定の国家」を指すことが多いが、複数の国家にまたがる地域を指すこともある。また、まれに国家の一部の領域を指すこともある。

たとえば、地域研究としての「ロシア研究」は、ロシア連邦という特定の国家の領域を対象とする研究である

[9] とりあえず、加藤普章編『新版・エリア・スタディ入門：地域研究の学び方』（昭和堂、2000 年）、岸川毅・岩崎正洋編『アクセス地域研究 I：民主化の多様な姿』（日本経済評論社、2004）などを参考にされたい。

が、「ロシア・ユーラシア地域研究」は、「ロシア・ユーラシア地域」、すなわち旧ソ連 15 ヵ国[10]を対象とする研究ということになる。もちろん、これら 15 ヵ国を「ロシア・ユーラシア地域研究」としてひとまとめにして理解しようとするのは、これら 15 ヵ国が、1991 年 12 月のソ連解体までは、ソ連、正式にはソヴィエト社会主義共和国連邦[11]という一つの国家を構成する 15 の共和国（「連邦構成共和国」という）であったことから、一定の共通性および類似性があると考えられるからである。

地域研究は、主として、政治学、法律学、経済学、社会学、歴史学といった学問分野（ディシプリン discipline）において発展してきた研究方法を用いて行われる。したがって、地域研究は、全体としては学際的研究として行われる。

地域研究は、すでに述べたように、ある特定の地域を研究対象とするが、異なる地域を対象とするそれぞれの地域研究の成果を比較することにより、研究対象とする地域について、より深い理解が可能となる。また、特定の地域に見られる現象が、その地域に固有のものであるのか、それともそのほかの地域においても見られる普遍的または一般的な現象であるのかということは、比較することによって初めて明らかとなる。したがって、地域研究は、ある特定の国や地域を研究することであるが、つねに複数の国や地域を比較するという視点を持たなければならない。そして、比較のためには、基準や類型化が必要であり、それらを提供するのが上記のディシプリンということになる。

たとえば、政治学や法律学の知識を用いて複数の国を比較しようとする場合、まずはそれぞれの国の統治の仕組みに着目する。基本的な統治の仕組みは、憲法によって定められているから、憲法を比較することで、複数の国の統治の仕組みを比較することができる。そして、その結果、統治の仕組みには、いくつかの類型があること

---

[10] アゼルバイジャン共和国（Republic of Azerbaijan / Азербайджáнская Респýблика / Azərbaycan Respublikası）、アルメニア共和国（Republic of Armenia / Респýблика Армéния / Հայաստանի Հանրապետություն）、ウクライナ（Ukraine / Украи́на / Україна）、ウズベキスタン共和国（Republic of Uzbekistan / Респýблика Узбекистáн / O‘zbekiston Respublikasi）、エストニア共和国（Republic of Estonia / Эстóнская Респýблика / Eesti Vabariik）、カザフスタン共和国（Republic of Kazakhstan / Респýблика Казахстáн / Қазақстан Республикасы）、キルギス共和国（Kyrgyz Republic / Кыргы́зская Респýблика / Кыргыз Республикасы）、ジョージア（Georgia / Гру́зия / საქართველო）、タジキスタン共和国（Republic of Tajikistan / Респýблика Таджикистáн / Чумхурии Тоҷикистон）、トルクメニスタン（Turkmenistan / Туркменистáн / Türkmenistan）、ベラルーシ共和国（Republic of Belarus / Респýблика Белару́сь / Рэспубліка Беларусь）、モルドヴァ共和国（Republic of Moldova / Респýблика Молдóва / Republica Moldova）、ラトヴィア共和国（Republic of Latvia / Латви́йская Респýблика / Latvijas Republika）、リトアニア共和国（Republic of Lithuania / Литóвская Респýблика / Lietuvos Respublika）、ロシア連邦（Russian Federation / Росси́йская Федера́ция）。以上の旧ソ連 15 ヵ国の現在の国名のカッコ内は、英語／ロシア語／現地語の表記となっている。なお、現在の国名の日本語表記は、「モルドヴァ共和国」および「ラトヴィア共和国」を除き、日本外務省の国名表記に従った。日本外務省は、それぞれ、「モルドバ共和国」、「ラトビア共和国」と表記している。日本外務省のこれら諸国の国名表記は、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」（1952 年 4 月 21 日法律第 93 号、最終改正 2017 年 3 月 31 日法律第 7 号、http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=327AC0000000093&openerCode=1）に基づいている。この法律による国名の表記は、これら諸国の国家語（公用語）および英語の発音とはかなり異なることがある。たとえば、「アルメニア共和国」の「アルメニア」は、英語表記 Armenia、ロシア語表記 Арме́ния（アルメーニー）の発音に近いが、アルメニア語では Հայաստան（ハヤスターン）である。「ジョージア」は、英語表記 Georgia の発音に近いが、ロシア語表記 Гру́зия（グルージー）の発音とは異なり、ジョージア語では საქართველო（サカルトヴェーロ）である。なお、「ジョージア」は、上記法律の 2015 年 4 月 22 日の改正までは、「グルジア」と表記されていた。この表記の変更は、2014 年 10 月 24 日に東京で行われたマルグヴェラシヴィリ（Giorgi Margvelashvili）ジョージア大統領と安倍晋三内閣総理大臣との首脳会談におけるマルグヴェラシヴィリ大統領からの国名呼称の変更についての要請にもとづき、上記法律が 2015 年 4 月 22 日に改正されたことによる。なお、従来の呼称である「グルジア」は、同国のロシア語の表記による呼称に基づく。

[11] ソ連の正式名称であるソヴィエト社会主義共和国連邦の英語表記は Union of Soviet Socialist Republics（略称 USSR）、ロシア語表記は Сою́з Сове́тских Социалисти́ческих Респýблик（略称 СССР）である。なお、講義資料のロシア語表記には、すべて、学習の便宜のためアクセント記号を付す。

がわかる。まず、行政権（執行権）に着目すると、行政権の長が、大統領である制度（大統領制）と首相[12]である制度（議院内閣制）というものに大別される。たとえば、ロシアは大統領制であり、日本は議院内閣制である。この大統領制についてさらに詳しく見てみると、ロシア、フランス、ドイツのように大統領と首相がともに存在する国と、米国のように首相がいない国があることがわかる[13]。また同じように大統領と首相が存在しても、行政権の長は大統領であって、首相は大統領によって任命されるロシアやフランスと、行政権の長は首相であって大統領は象徴的存在であるドイツとは大きな違いがあり、ドイツは見かけ上は大統領が存在するものの、実質的には議院内閣制と言ってよい仕組みとなっている。

ところで、経済学の知識、たとえば、GDP[14]、とくに一人あたりの GDP などの経済的指標（すなわち、経済的豊かさ）を主要な基準にして複数の国を比較しようとする場合、それらの国を、「先進国」、「新興国」、「発展途上国」、「後進国」などと分類し、序列化することがある。

確かに、人は幸福を追求し、健康で文化的な生活を営む権利を有しており、国家は、社会福祉、社会保障、公衆衛生などの向上や増進に努めなければならない以上[15]、その実現のために国家が経済発展を目指すことは当然である。したがって、経済的により発展した国のほうが、基本的人権を保障するための条件をより多く備えていると言うことができよう。だからといって、経済的により発展した国が、基本的人権をより多く保障していて、よい国であると、必ずしも言えるわけではない。ある国家が経済的に発展していても、その国民のすべてがその豊かさを享受しているかどうかはわからないし、基本的人権は、経済的に豊かであれば自動的に充たされるものではないからである。すなわち、基本的人権には、法の下での平等が保障され差別がないこと、思想や言論の自由が保障されていることなども含まれているからである[16]。また、文化的な豊かさも、経済的な豊かさとは、直接には関係がない。したがって、ある一つの数量的な基準を用いて国を序列化することは、その数量に基づく序列だけにとらわれてしまい、それぞれの国の本当の姿を見誤るおそれがある。複数の国の比較は、それらの国のどちらがより優れているかという視点で国を序列化することが目的ではない。それぞれの国は異なる歴史と文化を持ち、また多様であり、異なる国のあいだにはある点が似ていて、ある点は似ていないという相互の相対的距離があるだけであり、単一の到達点を目指して単純な発展段階を進むわけではない。

---

[12] 「首相」は総称または便宜上の名称であって、正式の名称は、国によって異なり、日本は内閣総理大臣、ロシアはロシア連邦政府議長（Chairman of the Government of the Russian Federation / Председа́тель Прави́тельства Росси́йской Федера́ции）、ドイツは連邦首相（Federal Chancellor / Bundeskanzler 語源的には連邦書記官長といった意味である）、フランスは首相（Prime Minister / Premier Ministre）である。

[13] 比較政治学では、米国のような大統領だけが存在する制度を標準的なものと見なして、それを大統領制（presidential system）と言い、大統領と首相が存在するフランスやロシアの大統領制を半大統領制ないし準大統領制（semi-presidential system または semi-presidentialism）と言うことがある。また、semi-presidential system または semi-presidentialism に対して、米国の大統領制を full-presidential system または full-presidentialism と言うこともある。

[14] 国内総生産（Gross Domestic Product）。GDP とは、国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額を言う。「国内」総生産であるから、日本企業が海外支店等で生産したモノやサービスの付加価値は含まない。

[15] 「日本国憲法」（1946 年 11 月 3 日憲法）第 13 条には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、また第 25 条には、「①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定められていることからも明らかなように、人が幸福を求め、健康で文化的な生活を営むことは、基本的人権の一つである。

[16] 「日本国憲法」第 14 条には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」、第 19 条には、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、第 21 条には、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と定められている。

4.「ロシア・ユーラシア地域研究入門 1」で学ぶこと

「ロシア・ユーラシア地域研究入門 1」では、主として、政治学、法律学、歴史学のディシプリンから、ロシア・ユーラシア地域の歴史、政治、外交の基礎について学ぶ。

ただし、旧ソ連諸国の各地域はそれぞれ異なる歴史や文化を持っており、ロシア帝国、ソ連、現在のロシア連邦との関係も多様である上、ソ連解体から四半世紀のあいだ旧ソ連各国はそれぞれ独自の歩みを進めてきたため、現在では、旧ソ連各国の違いも大きい。したがって、「ロシア・ユーラシア地域研究入門 1」では、この地域の現状については、旧ソ連諸国の中で最大の人口と面積を持ち、日本との関係が最も深いロシア連邦を主として取り上げることとする。

なお、旧ソ連諸国を含む世界各国の概要については、とりあえず、日本外務省のホームページの「国・地域」のページ[17]から、各国のページを参照されたい。各国のページでは、①一般事情（面積、人口、首都、民族、言語、宗教、略史）、②政治体制・内政（政体、元首、議会、政府、内政）、③外交・国防（外交基本方針、軍事力）、④経済（主要産業、GDP、一人当たり GDP、経済（実質 GDP）成長率、物価上昇率、失業率、貿易額、主要貿易品、主要貿易相手国、通貨、為替レート、経済概況）、⑤経済協力（日本の援助実績、主要援助国）、⑥二国間関係（政治関係、経済関係、文化関係、在留邦人数、在日当該国人数、要人往来、二国間条約・取極）などについて、概要を知ることができる。

また、各国[18]の、より詳細な経済・ビジネス情報については、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）のホームページ[19]の「国・地域別に見る」のプルダウンメニューから各国・地域のページを参照されたい。

5.「ロシア・ユーラシア地域研究入門 1」で用いるディシプリンとしての法[20]

5.1. 法とは何か

(1)社会規範としての法

人は、ひとりで生きているのではなく、他人とともに生きている。つまり、人は、共同生活をしている。共同生活が円滑に営まれていくためには、きまりが必要である。共同生活が営まれている場を社会といい、きまりのことを規範ということから、社会において、誰もが、あるいはいかなる組織や集団も、守らなければならないきまりのことを、社会規範という。

社会規範には、法、道徳、習俗、宗教などがある。これらの社会規範は、「何々をしなさい」、「何々をしなければならない」、あるいは反対に「何々をしてはならない」といった命令あるいは禁止のかたちをとっている。したがって、それに反することが行われることを予想している。

(2) 法規範の特徴

道徳は、人の考え、心、内面についての規範であるが、法は人の外面的な行為についての規範である。他人の持っているものを奪い取ろうと考えたり、殺意を抱いたり、女性を見ていやらしいことを想像したりすることは、反道徳的なことであるが、それだけで処罰されることはない。

日本の社会には、正月に餅を食べ、節分に豆まきをし、目上の人に会えば頭を下げるという習俗があるが、これらのことを行わないというだけで処罰されることはない。

---

[17] http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/

[18] すべての国を網羅しているわけではない。

[19] https://www.jetro.go.jp/

[20] 渋谷秀樹『憲法への招待・新版』（岩波新書・新赤版 1470）、岩波書店、2014 年 2 月 21 日

しかし、法に反して、窃盗をしたり、殺人をしたり、強姦をすれば、人は、法によって裁かれ、罰せられる。法は、人あるいは組織や集団の行為を問題とし、人あるいは組織や集団の行為を規律する規範、すなわち行為規範である。

(3) 法と強制力

法は、社会全体の総意を代表する国家権力によって強制的に実現される特殊な社会規範である。

5.2. 憲法とは何か

(1)憲法

法の機能は、必要最小限の強制力による共同生活の調整である。社会では、各個人は法的地位では平等、対等であり、そこで生ずる衝突、対立は解消が困難となる。そこで問題を解決するため、強制力を有する公権力が設定される。憲法は、公権力を有する国家と個人の法的関係についての基本法である。

(2)憲法の二つの要素

①憲法は、国家のしくみについて、三権分立を定め、それぞれの国家機関の権利や義務について定めている。

②憲法は、個人の権利について定めている。

憲法は、そもそも王権が勝手しほうだいをしないように決めたものであるから、王権がしてはならないこと、していいことについて定めてあり、また国民の権利を侵害しないよう、国民の権利について定めたものである（＝憲法は市民革命の産物＝立憲主義)。

憲法は、強大な公権力を持ちうる政府に対して、法的な制約を課すこと、すなわち、政府に対して義務を課す規範である。

権利と義務は表裏の関係にあり、国民の権利を実現する義務を政府が負うことを規定するのが憲法である。憲法は、法律による国民に対する義務が、国民の権利と自由を不当に侵害しないよう、政府の立法活動に制限を加えている。

憲法は、統治者の行為を支配し、統治者が守る義務を課されているものである。

5.3. 社会認識の確立

(1)憲法を守らなければならないのは誰か

> 第 99 条　天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

「日本国憲法」第 99 条は、憲法を尊重し擁護する義務を負うのは国民ではなく公務員であるとしている。憲法の文言は「尊重し擁護する義務」としているが、遵守義務と言ってよいだろう。つまり、憲法は、国民にではなく、公務員、つまり公権力の担い手に対して、憲法の遵守義務を課し、つまり、「こうすべきである」、「こうしてはならない」ということを定めているのである。

近代憲法は、英国の歴史に見られるように、そもそも国王が恣意的に税金を課したりしないように、商人たちが国王に守るべきことを突きつけたところから生まれたものである。つまり、憲法は、国民が公権力を制限するためにある、あるいは国民を公権力の専横から守るためにあると考えるべきであり、この考え方を立憲主義と言う。ところが、日本やロシアでは、最初の憲法（1889 年の「大日本帝国憲法」、1906 年のロシア帝国の「国家基本法」）は、国民が自ら作ったのではなく、国王が国民に与えた欽定憲法であったために、現在でも、憲法や法律は、あたかも公権力が国民を規制するために存在するかのように理解されていることが多い。

しかし、実際には憲法や法律の多くは公権力の担い手たちの専横を規制し、国民の権利を守るために存在しているのである。

(2)国民の義務は何か

第 26 条第 2 項　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に教育を受けさせる義務を負う。
第 27 条第 1 項　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。
第 30 条　国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

「日本国憲法」に定められている国民の義務は上記の 3 点であり、憲法の規定の多くは、国民の権利を定めている。そして、その国民の権利を実現する義務を公権力に課していると言える。

一般に「義務教育」と言うが、第 26 条第 2 項に明らかなように、国民が教育を受けること、あるいは学校に通うことは、義務ではない。親が子どもに教育を受けさせる義務を負うのである。

第 27 条第 1 項の勤労は権利であり義務であるという規定は矛盾しているように見える。働くことは義務だと素直に解釈してよいと考えられるが、勤労が権利であるという以上、働きたい人が働けない状況をなくして、すべての国民に勤労の場を保障する義務が公務員の側に課されていることも重要である。

(3)人権を守らなければならないのは誰か

憲法にはさまざま基本的人権が規定されている[21]。わが国には、人権擁護週間などが定められていて、法務省などがさまざまな行事を通じて、啓発活動を実施しているが、それを見ると、人権を擁護することが国民に求められているかのように感じさせるものが多い。人種差別や性差別をしないように、あるいは障害者や被差別部落民を差別しないように、など。しかし、一般の国民が人を差別することがあっても、その影響はささいなものであり、たいした差別ができるわけではない。確かに、旅館、公衆浴場、賃貸アパートに「外国人お断り」などとあることが、新聞に取り上げられたりするし、職場・学校での性差別やハラスメントもしばしば見られる。しかし、制度的問題と、個人の道徳的・倫理的問題とは区別されなければならない。

例えば、外国人であるだけで、罵声をあびせたり、入浴お断りなどと言うことは、人権問題というより、道徳や倫理の問題であり、誰が見ても、間違った行為である。

重要なのは、そうした明らかに間違っている、正しくない個人の行為ではなく、制度的な問題である。例えば、同じ仕事をしているのに女性というだけで賃金が低かったり昇進が遅れたりしていると女性が訴えている企業が存在しているのに、それを不利益をこうむっている当事者の女性による訴訟というかたちでしか解決できない制度のほうが問題である。離婚に関連することがら、扶養義務などについても、明らかに女性に不利な制度になっているのも同様である。養育費を支払わない前夫が不誠実であるという個人的問題に帰するのではなく、養育費が支払われなかった場合の差し押さえや強制執行などの制度が不備なことが問題なのである。

外国人差別の問題で言えば、実は、国連や諸外国が問題にしているのは、日本国民の個々の行為ではなく、日本の政府とくに、人権擁護週間を実施している法務省（出入国管理、外国人登録、帰化、永住許可などの事務を担当している部署、あるいは刑務所）と、警察（犯罪捜査、取調べ、拘置所）である。外国人のみならず、日本国民もまた、ひどい差別を受けたと感ずるのが、役所や警察であることが多い。役所や警察は強い権限を持っており、警察の場合は武力を行使することができる。こうした機関こそ、実は、人権侵害を犯すことが多く、起きた場合にはその被害も深刻なものとなる。

[21] 注 15 および 16 を参照。ただし、そこに書かれているものがすべてではない。